



## 2009年度 指導指摘事項（一部抜粋）

新=新規指導での指摘事項、個=個別指導での指摘事項

【医科】	
診療録等に係る事項	
(1) 診療録について	
・主病が複数となっている事例が認められたので主病は一つとすること。 <b>新</b>	
・診療録に医師以外の記載があるので改めること。 <b>個</b>	
(2) 傷病名について	
・傷病名は、部位及び左右の別を具体的に記載すること。（例：湿疹、帯状疱疹） <b>新・個</b>	
・傷病名は原則として「疾病、障害及び死因の統計分類基本分類表」またはICD10に準拠し、日本語で記載すること。（例：めまい症） <b>新・個</b>	
・疑い病名は、早期に確定診断とするか中止とするよう改めること。 <b>新・個</b>	
・診療録に記載のない傷病名をレセプトに記載していたが、レセプト病名は不正請求とされるので注意すること。 <b>新</b>	
(3) 初診料について	
・初診料は、慢性疾患等明らかに同一病名または同一負傷であると推定される場合の診療は、初診として取り扱うことのできないので注意すること。 <b>新・個</b>	
基本診療料に係る事項	
(1) 外来管理加算について	
・外来管理加算を算定する場合は、患者からの聴取事項や診察所見の要点及び時間要件に該当する旨を診療録に記載することとなっているので、記載内容の充実を図ること。 <b>新・個</b>	
特掲診療料に係る事項	
(1) 医学管理等について	
・第1回目の特定疾患療養管理料は、初診料を算定した初診の日または退院の日からそれぞれ起算して1ヶ月を経過した日以降に算定することとなるので注意すること。 <b>新</b>	
・特定療養疾患管理料は「生活習慣病等の別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき服薬、運動、栄養等の療養上の管理を行い、管理内容の要点を診療録に記載した時に算定できる」となっているので、管理内容の要点を診療録に記載すること。 <b>新・個</b>	
診療報酬請求等に係る事項	
・主治医は、レセプト提出にあたっては診療録とレセプトを突合し、病名漏れ等、不備のない様に十分点検・注意すること。 <b>新・個</b>	
その他不適切な事項等	
・保険医はじめとする保険医療機関の職員は、健康保険法を始めとする医師法、医療法、薬事法等関係法令等について研鑽し、適正な保険診療、診療報酬の請求に努めること。 <b>新・個</b>	

【歯科】	
診療録等に係る事項	
(1) 診療録について	
・パソコンにより作成、出力する場合には、診療を行った歯科医師が必ず記載内容を確認し、押印または署名を行うこと。 <b>新・個</b>	
・独自の略称が見られたので改めること。 <b>新・個</b>	
基本診療料に係る事項	
(1) 初・再診料について	
・P症の治療中で予約等をしている場合は、1ヶ月を経過しても再診扱いとすること。 <b>個</b>	
(2) 処置について	
・加圧根管充填加算の算定要件を満たさない例が認められたので改めること。（例：X線による確認が行われていない、気密な根充が行われていない） <b>個</b>	
特掲診療料に係る事項	
(1) 医学管理料等について	
・医学管理において、診療録及び提供文書に指導内容等の記載がないもの、不十分なものが認められたので改めること。 <b>新・個</b>	
・歯科医師に対する医学管理の算定は、不適切なので改めること。 <b>新</b>	
・訪問歯科衛生指導料の必要性について留意すること。 <b>新</b>	
(2) 歯周治療について	
・歯周疾患に対して診断、検査、治療方針に不備が認められたので改善すること。（例：初期治療後の検査時期が歯科医学的に早すぎる） <b>新・個</b>	
(3) 手術について	
・同一手術野の手術の算定は、主たる手術の点数で算定することとなるので注意すること。 <b>新</b>	
(4) 検査について	
・歯周組織検査において、動揺度のデータがない例が認められるので改めること。 <b>新・個</b>	
(5) 画像診断について	
・不鮮明等で診断に使えないエックス線フィルムが認められた。失敗した場合には再度撮影を行う等の改善に努めること。 <b>新・個</b>	
(6) 歯冠修復について	
・硬質レジンジャケット冠に鋳造金属の使用は認められないで改めること。 <b>個</b>	
診療報酬請求等に係る事項	
・同一の補綴物について、診療録と技工納品書が一致していないものが見られたので、確認の上適切に請求すること。（例：義歯の歯数不一致） <b>新・個</b>	
診療報酬請求等に係る事項	
・摂食機能療法の算定要件に留意すること。 <b>個</b>	
・診療録とレセプトにおいて、診療内容に不一致が認められたので、突合チェックを保険医により的確に行うよう改めること。 <b>個</b>	

岩手県の2002年から2009年の診療料ごとのレセプト1枚当たりの平均点数について、医科の大半の診療科がほぼ毎年、全国平均を下回っていることが判明しました。  
（東北厚生局（2008年までは岩手社会保険事務局）をもとに当協会がまとめました。）

（グラフと表1を参考）

（以下）

歯科は毎年、全国平均を上回っています。また入院外では、外科と眼科がこの8年間で一度も全国平均を上回ったことはありません。

（以下）

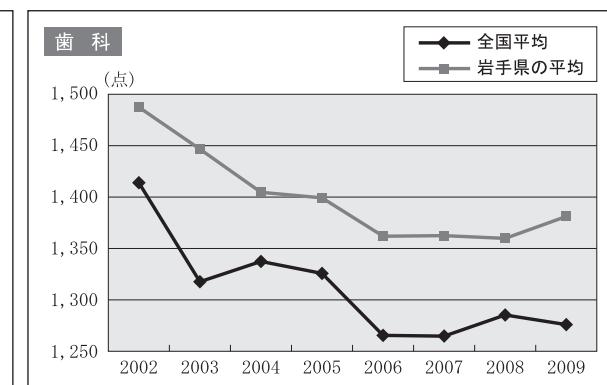
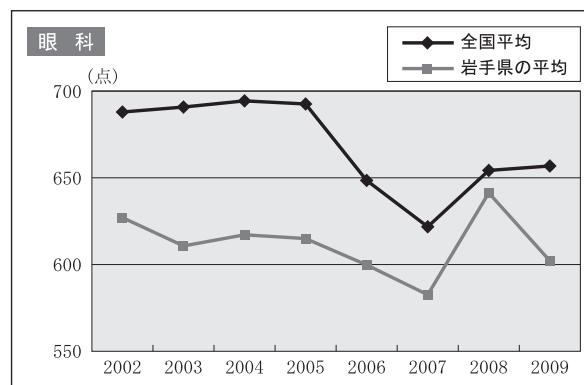
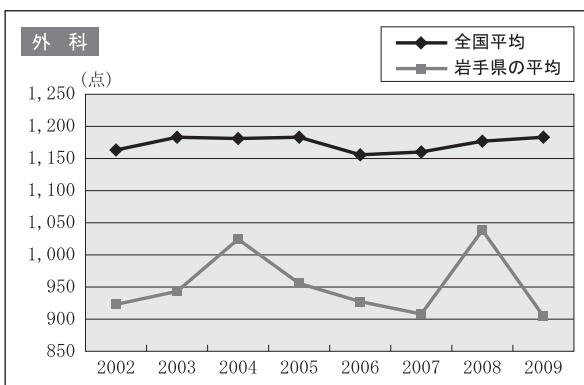
9月より個別指導が始まります。今年度の指導は、6月に保険医新聞付録でお伝えいたします。個別指導は3週間前に文書で通知されますので、通知を受けられた先生は、当協会へ

（以下）

岩手県保険医協会（電話019-651-7341）までお問い合わせください。ご相談ください。ご希望の先生には関連資料をお送りします。

# 9月より個別指導が始まります

## 指摘事項をご参照下さい



## 医科のレセプト平均点数 全国以下

表1 レセプト1枚当たりの平均点数（点数は院外処方と院内処方を調整したもの。一はデータがないもの）

診療科目	2009年度		2008年度		2007年度		2006年度		2005年度		2004年度		2003年度		2002年度		
	県	※全国	県	全国													
病院(入院)																	
一般病院	40,610	45,588	38,861	45,572	36,822	41,995	33,917	40,098	32,960	39,493	32,317	38,500	36,094	37,978	35,289	37,333	
診療所(入院外)																	
内科(人工透析有り)	—	6,772	13,586	6,658	—	6,678	—	6,641	—	7,034	17,199	7,166	4,049	—	3,910	—	
内科(人工透析以外)	978	1,100	1,329	1,094	995	1,077	999	1,072	1,029	1,093	1,135	1,090	1,000	1,144	1,056	1,144	
精神・神経科	961	1,006	1,114	1,027	1,038	1,069	1,057	1,099	1,124	1,167	1,274	1,192	1,142	1,231	1,135	1,254	
小児科	711	839	829	839	734	832	748	844	758	854	900	860	779	859	777	858	
外科	905	1,185	1,035	1,179	911	1,164	927	1,157	956	1,184	1,024	1,180	942	1,181	926	1,166	
整形外科	989	1,076	1,124	1,071	973	1,055	979	1,048	1,027	1,067	1,043	1,063	1,033	1,070	1,009	1,052	
皮膚科	546	548	738	551	536	545	535	551	553	572	658	574	574	577	602	583	
泌尿器科	2,825	1,877	3,25														

## 会計検査院によるレセプトチェック②

表 1

# 会計検査院指摘事項

(2008年度 全国のまとめ)

※指摘事項は、会計検査院のホームページより抜粋したものです。  
2009年度の指摘事項はまだ公表されていないため、2008年度のものを掲載しました。点数は2008年当時のものです。

## [1] 入院基本料

療養病棟入院基本料について、定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して高い区分の点数で算定していた。

## [2] 特定入院料

精神療養病棟入院料について、医療機関において、医師の数が医療法に定める標準となる数（以下「標準人員」という。）を満たしていない場合には、算定できないこととされているが、医師の数が標準人員を満たしていないのに、精神療養病棟入院料を算定していた。

## [3] 入院基本料等加算

療養病棟療養環境加算等について、医師の数が標準人員を満たしていない場合には算定できないこととされているが、医師の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算等を算定していた。

## [4] 初診料・再診料

初診料について、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（定員111名以上の場合）、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、知的障害者入所更生施設（定員150名以上の場合）等の施設に配置されている医師（以下「配置医師」という。）がこれら施設の入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから、初診料、再診料は算定できないこととされている。

また、医療機関に上記の施設が併設されている場合、当該医療機関の医師がこれら施設の入所者に対して行っている診療についても、初診料、再診料は算定できないこととされている。

初診料、再診料等の請求が不適正と認められた主な態様は次のとおりである。

ア 配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料を算定していた。

イ 医療機関の医師が当該医療機関に併設されている知的障害者入所更生施設等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料を算定していた。

ウ 配置医師でない医師が、定期的に特別養護老人ホーム等の入所者の診療に当たっている場合、その医師は実質的には配置医師とみなすべきであるのに、初診料、再診料を算定していた。

## [5] 在宅医療料

在宅医療料のうち在宅患者訪問看護・指導料等や、歯科診療の訪問歯科衛生指導料等は、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、これらの診療が別途介護保険制度の介護給付として行われるものであることから、在宅患者訪問看護・指導料、訪問歯科衛生指導料等は算定できないこととされている。

しかし介護保険の要介護被保険者等である患者に対して、在宅患者訪問看護・指導料又は訪問歯科衛生指導料等を算定していたこと。

## [6] 処置料

人工腎(じん)臓の処置に使用される薬剤について、実際に使用した量よりも多い量により薬剤料を算定していたもの。

## [7] 医学管理料

特定疾患療養管理料等について、配置医師が特別養護老人ホームの入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから、特定疾患療養管理料等は算定できないこととされている。

また、診療情報提供料（A）は、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、同一月において、介護保険の居宅療養管理指導等を医師が行い居宅療養管理指導費等を算定している場合、診療情報提供料（A）は、市町村若しくは指定居宅介護支援事業者等又は薬局に対する情報提供に係るものには算定できないこととされている。

医学管理料等の請求が不適正と認められた主な態様は次のとおりである。

ア 配置医師が特別養護老人ホームの入所者に対して行った診療について、特定疾患療養管理料等を算定していた。

イ 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して居宅療養管理指導費等が算定されているのに、診療情報提供料（A）を算定していた。

## [8] リハビリテーション料等

リハビリテーション料のうち摂食機能療法は、治療開始日から3月を超えた場合は、1月に4日を限度として算定するなどとされている。

しかし、多くの入院患者に対して長期にわたり摂食機能療法を多日数実施してリハビリテーション料を算定していたこと。

本紙前回号で  
掲載致しましたが  
昨年11月岩手県  
会計検査院が入り  
医科13医療機関  
歯科2医療機関  
レセプトが指摘  
されました。これ  
受けて県は、医  
機関に対して請  
過剰分の返還を  
めました。

傾向としては、①老人保険施設や障害者施設等の施設入居者に対する医療です。施設入居者への医療は、併設保険医療機関の医師が診察した場合は、基本診療料が算定できないなど多くの制限があります。

医療機関のみに対し一方的に返還を求める件落着としているのが現状です。また、返還に従わなかつた医療機関に対する対応としては、個別指導が実施される可能性もあります。（『指導大綱』の個別指導の選定基準⑦には「その他、特に都道府県個別指導が必要と認められる保険医療機関等」とあり、これを根拠に会計検査院の指摘に基づく個別指導が行われています）

表2 介護老人保健施設入所者に対する医療（外来・往診とも）〈現在の点数〉

項目		併設 保険医療 機関	その 他
初診料、再診料、外来診療料	通常時月間指導料	△	△
医学管理等	診療情報提供料(1) (14 (会員者大便検査に対する情報提供)に限る) 診療情報提供料(2)	△	△
	その他のも	△	△
在宅医療	往診料	△	△
	その他のも	△	△
在宅療養 指導管理料	在宅療養指導料(年額新規算)	△	△
	特定保険医療材料料	△	△
	その他のも	△	△
検査	機体検査、心電図検査、負荷心肺機能検査、呼吸器管のクリアランスアドト、内分泌負荷試験、糖質耐量試験	△	△
	その他のも	△	△
	★血清ガス分析、★生化学的検査(1) 血清Ct、★動脈血採取、★心電図検査の 社の加算	△	△
内障診断	抗悪性腫瘍剤(悪性新生物患者に投与した場合に限る)疼痛コントロールのため の医療用麻薬、抗ウイルス剤(B型、C型肝炎患者、後天性免疫不全症候群、HIV 感染症患者に対するものに限る)	△	△
投薬	その他のも	△	△
	●外来化学療法加算、●皮内、皮下及び筋肉内注射、●★静脈内注射、●動脈注 射、●抗悪性腫瘍剤持続注入、●肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注 入、●★点滴注射、●中心静脈注射、●導入型カテーテルによる中心静脈栄養、 エリスロцитエリチン、アラヘモエチン、アルブミン又は腹膜灌洗の患者で腎臓表面状 態にあるものに投与した場合に限る、●抗悪性腫瘍剤、疼痛コントロールのため の医療用麻薬、インターフェロン製剤(B型、C型肝炎患者に対するものに限る)、 抗ウイルス剤(肝動脈塞栓、C型肝炎患者、後天性免疫不全症候群、HIV 感染症患 者に対するものに限る)、●血液凝固因子製剤及び血液凝固因子前体過剰活性複合体	△	△
注射	その他のも	△	△
リハビリ テーション	脳血管疾患リハビリテーション、運動制限リハビリテーション、摂食嚥嚥療法、 歩能訓練	△	△
	その他のも	△	△
精神科専門療法	創傷処置(600mm以上を除き、両側に施るものを含む)、手術後の創傷埋没、上 し、シ法(ドレナージ)、體位変化、腹部穿刺、洗浄、注入、切開合併、腹部穿 刺(洗浄、注入、切開合併)、膀胱吸引、高位灌輸、高位洗浄、洗浄、酸素吸 入、酸素カッピング、創創的穿刺吸引法、自閉式吸引法(徒手又はノジーによるもの)、 非選択性ヘルニア徒手整復法、絶対版頭部整復法(腰椎・骨盆)、整復のための気管内 伸音、人工呼吸、非選択性ヘルニア(サザン、気管内洗浄、胃洗浄、膀胱洗浄(尿液 注入含む)、硝酸カーバンゲル浣腸、挿管包茎整復法(陰茎後型等)、幽門等による 直達牽引を除く整形外傷的処置、導尿挿管、造瘻洗浄	△	△
	その他のも	△	△
	●★胸腔穿刺(洗浄、注入、切開合併)、●★髖腔穿刺(洗浄、注入、切開合併)、●★ 非選択性ヘルニア徒手整復法	△	△
処置	創傷処理(Lege 5cm以下で筋肉、筋膜に達するもの限る)、皮膚切開術(長径20 cm未溝のものに限る)、テプリードマン(100K前筋肉のものに限る)、手甲除去術、 ヒョウ首手術、外耳道異物除去術(骨縫をもぐる)、創頭異物摘出手術、頸筋膜 脱出症非創傷的整復術、血清漏出術	△	△
	その他のも	△	△
	●★創面処理、●★頭頸部異物摘出手術(複雑なもの)、●頭頸部脱臼非創傷的整復術	△	△
手術	筋張牽引、硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入	△	△
	その他のも	△	△
麻酔		△	△
放射線治療 指導診断		△	△
	●外来化学療法加算を負担している医療機関が行う場合に限る	△	△
	●会員登録料(新規登録料)と上記の料金との併用不可	△	△

# 会計検査院が狙つているレセプト

